泉佐野市人権教育推進計画

（素案）

2023（令和５）年４月

泉佐野市

はじめに

目 次

Ⅰ 泉佐野市人権教育推進計画の基本理念・趣旨......1
1 推進計画の策定にあたって......2
2 基本理念......4
3 趣旨......4
4 計画の位置付け......4
5 計画期間......4
Ⅱ 人権をめぐる現状と課題......5
1 女性の人権問題......5
2 子どもの人権問題......7
3 高齢者の人権問題......9
4 障害者（児）の人権問題......11
5 部落差別（同和問題）......13
6 外国人の人権問題......16
7 情報化社会にかかわる人権問題......18
8 感染症等にかかわる人権問題......20
9 性自認・性的指向にかかわる人権問題......22
10 様々な人権問題......23
Ⅲ 施策体系と具体的施策......25
Ⅳ 人権教育の基本計画（実施計画）......27
1 あらゆる場における人権教育......27
（１）学校における人権教育......27
（２）職場における人権教育......31
（３）家庭における人権教育......35
（４）地域における人権教育......37
2 人材の養成と活用......42
（１）人権啓発指導者養成講座（あいあい講座）の開催......42
（２）いずみさの女性センターネットワーク（IWN）・あいあいクラブ等への支援......43
（３）人材の活用等......43
3 効果的な啓発、情報提供の実施......44
（１）効果的な手法の探究と実践......44
（２）視聴覚教材の整備と活用......44
（３）人権に関する情報の収集と提供......45
4 国、府、企業、民間団体等との連携......46
（１）国、府、他市町村との連携......46

（２）企業との連携 46
（３）民間団体等との連携 46
5　国際理解の推進 47
6　分野別人権施策の推進 48
（１）女性の人権問題 48
（２）子どもの人権問題 48
（３）高齢者の人権問題 49
（４）障害者（児）の人権問題 50
（５）部落差別（同和問題） 51
（６）外国人の人権問題 51
（７）情報化社会にかかわる人権問題 51
（８）感染症等にかかわる人権問題 52
（９）性自認・性的指向にかかわる人権問題 52
（10）様々な人権問題 52
7　推進体制 53

Ⅰ　泉佐野市人権教育推進計画の基本理念･趣旨

人権教育の意義

●「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(2000（平成 12）年施行）においては、人権教育を「**人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動**」と、人権啓発を「**国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動**(人権教育を除く。)」と定義しています。また、国連の「人権教育のための世界計画第４フェーズ(2020～2024)行動計画」では、「人権教育には、**人権という普遍的文化を構築するために行うあらゆる学習、教育、研修又は情報に関する取組が含まれる**」としています。

●「人権教育と研修に関する国連宣言」(2011（平成 23)年採択）は、人権教育と研修について次のように定めています。

第１条

１．すべての人は、人権と基本的自由について知り、情報を求め、手に入れる権利を有し、また、人権教育と研修へのアクセスを有するべきである。

第２条

１．人権教育と研修とは、**人権及び基本的自由の普遍的尊重と遵守を目的に、人権の普遍的な文化を築き発展させることに人々が貢献できるよう、エンパワーするためのあらゆる教育、研修、情報及び啓発・学習活動**から成る。それゆえ、人権教育は知識とスキルと理解を与え、態度と行動を育むことによって、とりわけ人権の侵害と濫用の防止に貢献する。

●多様な人権教育が行われるような環境づくりのためには、あらゆる機会を利用していくことが大切です。また、人権教育の推進にあたっては、人権に関する知識を深めるだけではなく、人権教育を進める中で生じる市民の疑問等に適切に応え、人権侵害や差別を温存する習慣やしきたり、固定観念の学習を実施する中で、参加者の気づき、そして自己の学習、現実に起こっている人権問題の解決に向けた実践へとつながっていくことをめざした取り組みを展開していくことが大切です。

※この計画では、人権教育に人権啓発、研修を含めて用いています。

Ⅰ 推進計画の策定にあたって

国際連合は、1994（平成６）年の総会において、1995（平成７）年から 2004（平成 16）年までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」と宣言する決議と行動計画を採択しました。その終了後、人権教育の世界的な枠組みを継続し発展させるために「人権教育のための世界計画」が採択され、2005（平成 17）年から「人権教育のための世界計画第１フェーズ行動計画」（５年間）として進められました。現在は第４フェーズ行動計画が推進されています。

わが国においては、こうした国連の動きを受けて、1997（平成９）年に、「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」が策定され、人権教育の取り組みが進められてきました。また、2000（平成 12）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行し、2002（平成 14）年には、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、施策の推進が図られてきました。2016（平成 28）年には「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消推進法」「部落差別解消推進法」のいわゆる人権三法が施行され、すべての人の人権が尊重される社会の実現がめざされています。

大阪府においても、1997（平成９）年、「人権教育のための国連 10 年大阪府行動計画」が策定され、その後の改訂で「大阪府人権教育推進計画」により取り組みが進められてきました。同計画は 2022（令和４）年９月の改訂により、メディア・リテラシーの育成の推進や性の多様性の理解促進等、新たな課題に関する人権教育・人権啓発が推進されています。

本市では、1993（平成５）年に、すべての市民が差別されることなく、安心して生きることができる泉佐野の実現をめざして「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」（以下、“市差別撤廃条例”）を制定するとともに、1998（平成 10）年に、「人権教育のための国連 10 年泉佐野市行動計画」および「実施計画」を策定しました。この計画は 2005（平成 17）年に「泉佐野市人権教育推進計画」および「泉佐野市人権教育推進計画実施計画」へと改められ、すべての人の人権確立に向けた様々な施策を行政の各分野で推進してまいりました。同計画は 2018（平成 30）年に再び改訂され、人権教育をあらゆる機会に、あらゆる人びとを対象に実施し、人権尊重、人権擁護をあたりまえの習慣・文化として定着させることを基本理念として人権教育及び人権啓発に取り組んできました。

このように国や各自治体において様々な取り組みが進められてきましたが、国連で承認された「国内機構の地位に関する原則」（パリ原則）に規定されている国内人権機関（人権救済機関）は未だ整備されておらず、人権救済のための法整備を求めていく必要があります。

本市が 2021（令和３）年度に実施した「泉佐野市民の人権に関する意識調査結果」によると、今なお部落差別（同和問題）や女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、ＬＧＢＴＱ等セクシュアルマイノリティ（性的少数者）等の様々な人権問題が存在しています。さらに、インターネット上での人権侵害、新型コロナウイルス感染症による人権問題等の新たな人権課題にも関心が集まっています。世界では 2022（令和４）年にロシアによるウクライナへの軍事侵攻が起こり、戦争による人権侵害の悲劇が生じています。

あらゆる人権問題の解決に向けて豊かな人権感覚を身に付けていくためには、人権を学ぼうとする市民自身が人権を守られ慈しまれるよう、多様性を尊び信頼関係のある学びの場の中

で、かけがえのない生命の尊さや痛み、あるいは人間の尊厳に思いを致し、人権を「我が事」として受けとめていくことが大切です。

さらに、2015（平成 27）年に国連において採択された「持続可能な開発目標」（ＳＤＧｓ：Sustainable Development Goals）には、国際社会が紛争や気候変動、飢餓、ジェンダー平等の実現等の様々な問題を解決していくための取り組みの核として人権が深くかかわっていることが明確に示されており、あらゆる行動の中に人権的視点を取り入れていくことが重要となっています。

普遍的な文化として人権が息づき、すべての市民が差別されることなく、安心して生きることができる泉佐野市の実現をめざし、引き続き人権教育及び啓発を推進するため「泉佐野市人権教育推進計画」を改訂します。

国際連合	国	大阪府	泉佐野市
人権教育のための国連 10 年行動計画 【1995～2004】	「「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画」策定（1997 年） 「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定（2002 年）（2011 年 4 月に一部変更）	人権教育のための国連 10 年大阪府行動計画（2001 年３月に後期行動計画に改訂） 【1997～2004】	人権教育のための国連 10 年泉佐野市行動計画 【1998～2004】 実施計画【1999～】
人権教育のための世界計画第 1 フェーズ行動計画 【2005～2009】		大阪府人権教育推進計画 【2005～2014】	泉佐野市人権教育推進計画 【2005.10～2009】 実施計画【2005.10～】
人権教育のための世界計画第 2 フェーズ行動計画 【2009～2014】			
人権教育のための世界計画第 3 フェーズ行動計画 【2015～2019】 「持続可能な開発目標」（ＳＤＧｓ）採択（2015 年） ※2030 年までの達成目標		大阪府人権教育推進計画 【2015～】 ※３年ごとに内容を点検	泉佐野市人権教育推進計画 【2018～2022】 実施計画【2018～2022】
人権教育のための世界計画第 4 フェーズ行動計画 【2020～2024】		大阪府人権教育推進計画 【2022.9～】	泉佐野市人権教育推進計画 【2023～】 実施計画【2023～】

2 基本理念

人権教育をあらゆる機会に、あらゆる人びとを対象に実施し、人権尊重、擁護をあたりまえの習慣・文化として日常生活に定着させ、すべての市民が人権尊重の精神を踏まえた行動をすることができる社会の実現をめざします。

3 趣旨

（１）この推進計画は、「泉佐野市人権教育推進計画」及び国連・国・府の動向、さらには人権をとりまく状況や人権侵害の状況等を踏まえ、同和問題（部落差別）をはじめ、在日外国人、障害者、女性への差別等、あらゆる差別をなくし、すべての人が個性を認められ、個人として尊重される豊かな「人権の文化」を築き上げるために、本市が今後、実施すべき人権教育についての施策の方向性を示すものです。

（２）市の行政におけるあらゆる施策の実施において、この推進計画を踏まえ、人権尊重に十分配慮するものとします。

（３）この推進計画の趣旨を踏まえ、市職員等公務にあたる者の人権教育を推進するとともに、市内の各種団体、企業、地域、学校、家庭等においても、積極的に人権教育が展開されることをめざします。

4 計画の位置付け

（１）2004（平成 16）年に策定した「泉佐野市人権行政基本方針」に示している、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るための施策の推進計画として位置付けるものです。

（２）「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第５条で、「地方公共団体は、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有する」とされており、この推進計画をもって泉佐野市の施策として位置付けるものとします。

（３）上記（１）及び（２）は、市差別撤廃条例の制定の主旨と一致するところです。

5 計画期間

2023（令和５）年以降の「泉佐野市人権教育推進計画」（実施計画を含む）とします。

この推進計画に基づく個別・具体の施策の実施状況については、毎年度とりまとめます。また、国連や国、府、他市町村の動向、社会情勢の変化、法令・制度の変更、市民のニーズ等に対応するため、泉佐野市民の人権に関する意識調査を５年毎に実施します。さらに、その結果を活かし本推進計画の点検及び改訂を行ってまいります。

Ⅱ　人権をめぐる現状と課題

１　女性の人権問題

男女平等の理念は、「日本国憲法」に明記されており、法制上も「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」等によって、男女平等の原則が確立されています。しかし、今なお、「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的に捉える意識が社会に根強く残っており、このことが家庭や職場において様々な男女差別を生む一因となっています。また、性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力（ＤＶ：ドメスティック・バイオレンス）、職場におけるセクシュアル・ハラスメントや、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等の問題も、近年多く発生しています。

仕事でも、家庭でも、地域でも、性別にかかわらず誰もが自分らしく暮らせる社会を実現していくことが必要です。

①主な法律の整備状況

1999（平成 11）年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、法に基づき策定された「男女共同参画基本計画」により、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みが進められてきました。

2015（平成 27）年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が施行され、女性の職業生活における活躍を推進するための取り組みが展開されています。また、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（労働施策総合推進法）では、事業主のパワーハラスメント防止対策義務や、労働者が事業主に各種ハラスメントに関する相談を行ったこと等を理由とする不利益取扱いの禁止が明記されるなど、職場におけるハラスメント防止対策が強化されています。

男女間の暴力に関しては、2013（平成 25）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）が改正され、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（ＤＶ防止法）も改正されました。

若年層に向けては、アダルトビデオ出演被害やＪＫビジネス問題、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）利用に起因する性被害等を予防するための啓発や相談先の周知が行われており、2022（令和４）年にはいわゆる「ＡＶ出演被害防止・救済法」（ＡＶ新法）が施行されました。

②本市における取り組み

本市では、2002（平成 14）年に「泉佐野市男女共同参画すいしん計画」（人ひとプラン）を策定し、男女共同参画社会の実現をめざして総合的・計画的に取り組んできました。同計画は、2012（平成 24）年３月に策定した「第２次いずみさの男女共同参画行動計画」（第２次人ひとプラン）、2022（令和４）年３月に策定した「第３次泉佐野市男女共同参画推進計

画」（第３次人ひとプラン）へと継承されています。

また、本市は 2017（平成 29）年に、市、市民、事業者の役割を明らかにし、相互に共有しておくべき基本的な考え方等を示した「泉佐野市男女共同参画まちづくり条例」を施行しており、「第３次泉佐野市男女共同参画推進計画」（第３次人ひとプラン）には、この条例の基本理念に基づくめざす姿として「誰もが人権を尊重されるジェンダー平等社会の実現」が設定されています。

③市民意識調査の結果

- 男女の役割分担について「男性、女性で役割を決めずに、その状況に応じて分担する方が良い」「男性、女性ともに働き、家事・育児も分担する方がよい」を合計すると男女ともに６割以上を占めています。一方、「男性は働き、女性が家事・育児をする方が良い」は女性が 5.0%であるのに対して男性は 12.1%と１割以上を占めており、固定的な性別役割分担意識を持つ人は女性より男性が多くなっています。また、年齢別にみると固定的な性別役割分担意識を持つ男性は 50 歳代以上に多い傾向がありますが、30 歳代でも 14.8%となっています（20 歳代：3.0%、40 歳代：1.5%）。
- 男女の地位の平等感について、家庭生活、職場、政治の場、しきたりや慣習、社会全体において男性優遇感を持つ人が５割以上おり、特に政治の場では 72.9%となっています。また、仕事と家庭の男女平等意識を持つ人が増えつつある中で、職場の男性優遇を感じる人は減少していますが、家庭生活の男性優遇感には大きな変化がみられません。

④課題

- 若年層では男女ともに仕事と家庭に関する男女平等意識が広まっていると考えられますが、固定的な性別役割分担意識を持つ人も一定数存在しています。誰もが性別についての先入観にとらわれることなく多様で柔軟な生き方を選択できるよう、あらゆる世代に向けて男女共同参画やジェンダー平等について啓発していくことが大切です。
- 家庭生活、職場、政治の場、しきたりや慣習の男性優遇感が残っており、いまだ多くの市民が社会全体の男性優遇感を感じています。仕事や家庭において男女平等意識を持つ人が増えつつありますが、あらゆる場面において男女平等を実現できるよう固定的な性別役割分担意識を解消し、性別を理由とする差別のない社会を築いていく必要があります。また、我が国は世界的にも政治の場での男女平等の遅れが指摘されており、市民意識にも政治の場における男性優遇感が根強くあります。男女がともに政治や意思決定の場に参画できるよう、意識啓発とともに女性が参画しやすい制度整備や仕組みづくりが求められています。
- 性別にかかわらず誰もが生命や尊厳を脅かされることのないよう、ＤＶやデートＤＶ、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、性犯罪、性暴力等の解決や防止に向けた対策の強化に取り組み、あらゆる暴力や差別を許さない社会づくりを進める必要があります。

2 子どもの人権問題

国連は 1989（平成元）年に子ども（18 歳未満）を権利をもつ主体と位置づけ、大人と同じく、ひとりの人間としてもっている権利を認めた「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」を採択しており、日本は 1994（平成６）年に批准しています。

しかし、いじめや体罰、虐待等、子どもが被害者となる事案が後を絶ちません。また、近年は「子どもの貧困」や「ヤングケアラー」等の問題への関心も高まっています。あらゆる子どもがひとりの人間として最大限に尊重され、心身の安全を守られるよう、子どもの最善の利益を第一に考えて施策を推進していく必要があります。

①主な法律の整備状況

1998（平成 10）年に「児童福祉法」が改正され、1999（平成 11）年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」（児童買春、児童ポルノ禁止法）、2000（平成 12）年に虐待の禁止や児童相談所への通告義務を定めた「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）、2010（平成 22）年に「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。

2013（平成 25）年には「いじめ防止対策推進法」が施行され、いじめ防止等のための対策についての国及び地方公共団体等の責務が明確にされ、また、2014（平成 26）年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（子ども貧困対策推進法）が施行されました。2017（平成 28）年には「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法）が施行され、不登校の子どもへの支援のあり方が示されました。

2020（令和２）年には、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が一部施行され、親権者による体罰の禁止、児童相談所の体制強化や設置促進、関係機関間の連携強化等、対策の強化が進められています。また、2022（令和 4）年には、教員による性暴力等から子どもを守るための措置等を定めた「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行されました。

②本市における取り組み

本市では、2015（平成 27）年３月に「泉佐野市子ども・子育て支援事業計画、泉佐野市次世代育成支援行動計画」を策定しました。いじめ防止等に向けた取り組みのため、2017（平成 29）年６月に策定された「泉佐野市いじめ防止基本方針」を、2020（令和２）年１月に「泉佐野市いじめ防止基本方針（第２版）」に改訂すると同時に、「泉佐野市いじめの防止等に関する条例」を施行しました。2020（令和２）年３月には、「第２期泉佐野市子ども・子育て支援事業計画」、「泉佐野市次世代育成支援行動計画」、「第３次泉佐野市ひとり親家庭等自立促進計画」、「泉佐野市子どもの貧困対策計画」を一体化した「いずみさの子ども未来総合計画」として策定し、子育てしやすい地域を築くため子育て支援の充実を図るとともに、社会全体による支援体制づくりを進めています。

また、公立こども園の園庭開放や施設開放を通じた子どもや保護者の交流の場づくり、子育てセミナーでの家庭教育の重要性に関する啓発、虐待の早期発見・早期対応を図るため、泉佐野市要保護児童対策地域協議会と関係機関の連携等に取り組んでいます。

③市民意識調査の結果

- 子どもの人権が尊重されていると思う人は 69.3%となっていますが、子育て世代では他の世代に比べて少なくなっています（30 歳代：61.5%、40 歳代：65.3%）。
- 近所や身近なところにいる子どもが、親（保護者）や同居人から虐待を受けていることを知った場合の対応について、「警察に通報する」（36.8%）と「児童相談所全国共通ダイヤル「１８９」に連絡する」（23.4%）は前回調査から 4 ポイント以上増加しています。
- 「児童虐待防止法」を知っている人は 60.8%となっている一方、前回調査より「知らない」（38.0%）の割合が 6.4 ポイント増加しています。
- 子どもの人権問題について、前回調査より「親（保護者）が子どもに暴力をふるったり、育児を放棄したり、心理的な虐待をする」「親（保護者）がしつけのために、子どもに体罰をする」「教師が指導のために、児童、生徒に体罰をする」「学校や就職の選択などで、子どもの意見を聞かず、大人の意見を押し付ける」は増加がみられます。

④課題

- 子育てに不安を抱える保護者の増加や児童虐待等の子どもの権利を脅かす事件の増加等、子どもを取り巻く環境が複雑・多様化する中、子どもを第一に考えた施策の推進が必要です。市民意識調査では、子育て世代において子どもの人権が尊重されていると思う人が少なくなっており、子どもの基本的人権や最善の利益を尊重する包括的な視点をもって、地域全体で子ども・子育て支援の充実に取り組んでいくことが重要です。
- 子どもが虐待を受けている場合、いち早く子どもの安全を確保できるよう周囲からの情報提供が非常に重要です。警察への通報や「１８９（いちはやく）」への連絡等、市民に対して様々な情報提供手段の周知・啓発に取り組むことが重要です。
- 苛烈な虐待等により子どもが亡くなる事件が相次いでおり、子どもへの体罰や虐待に対する市民の関心が高まっていますが、「児童虐待防止法」の認知が十分に広まっているとは言えません。法律について認識が広まることは、児童虐待の防止をはじめ子どもの人権尊重が社会の共通理念として共有されていくことでもあります。法律やその内容に市民が関心を持ち理解を深められるよう、周知・啓発に取り組む必要があります。
- 性感染症や人工妊娠中絶等性行動の問題、薬物乱用等の増加や喫煙・飲酒、過剰なダイエットの増加、不登校・引きこもり等の心の問題等、思春期において様々な問題に直面する子どもたちがいることから、子ども一人ひとりに応じた支援が必要です。また、「子どもの貧困」や「ヤングケアラー」の問題にも適切に対応していくため、学校・地域・関係機関が連携を図り、包括的・重層的に支援していくことが求められています。

3 高齢者の人権問題

我が国は、平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景として、４人に１人が 65 歳以上となっています。このような中、高齢者への身体的・心理的虐待等の人権問題が大きな社会問題となっています。高齢者への虐待を防止し、豊かな知識と経験を基に社会に貢献したい、地域の人たちと交流し趣味を楽しみたいと望む高齢者が、生き生きと暮らせる社会の実現をめざして、高齢者についての理解を深め、高齢者を大切にする心を育てる必要があります。また、加齢に伴う心身の衰えや病気があっても、他者からの不適切な扱いにより、権利や利益を侵害されたり、生命や健康、生活が損なわれるような状態におかれることがないよう、高齢者の尊厳を守っていくことが大切です。

①主な法律の整備状況

高齢者の尊厳を守るため、2006（平成 18）年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行され、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人は速やかに市町村に通報することが義務づけられました。また同年、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が施行され、高齢者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進が図られています。

2018（平成 30）年には、高齢者や障害のある人等の自立した日常生活や社会生活を守るため「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」が施行され、一人ひとりが相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会の実現に向け、取り組みが推進されています。

②本市における取り組み

本市では、高齢者が住み慣れた地域で健康で幸せに、自分らしい生活を安全に安心して最後まで過ごせるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築をめざして、2021（令和３）年３月に「第８期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」を策定しました。同計画では、「高齢者の尊厳の確保」等を基本理念として、生きがいづくりや健康づくりに向けた支援、見守り・相談体制の充実、認知症対策等の取り組みを推進しています。

また、2020（令和２）年から、身近な福祉の相談窓口として、すべての生活圏域（各中学校区）に「地域型包括支援センター」を開設しています。

③市民意識調査の結果

- 高齢者の人権が尊重されていると思う人は全体で 73.8%となっており、前回調査よりも割合が増加しています。年齢別でみると、20 歳未満で「尊重されている」の割合が高く、60 歳代で「尊重されていない」の割合が高くなっています。
- 高齢者の人権問題について、「オレオレ詐欺や振り込み詐欺に狙われる」の割合が 57.6%と最も高くなっています。一方で、前回調査と比較すると、「道路や駅などのバリアフリー化が進んでいないため外出しづらい」「病院や施設、家庭等において拘束や虐待などがある」「特別養護老人ホームや在宅介護などの介護や福祉サービスが十分ではない」「仕事やボランティアなどを通して高齢者が能力を発揮する機会が少ない」「高齢者を子どもあつかいや邪魔者扱いし、意見や行動を十分に尊重しない」「道路や駅などのバリアフリー化が進んでいないため外出しづらい」の割合が減少しています。

④課題

- 高齢者の自己決定権が尊重され、豊かな知識や経験を基に地域に参画し、できるだけ住み慣れた自宅や地域で安心して生き生きと住み続けられる地域社会の実現を目指し、市・市民・地域関係団体・サービス事業者等の協働による包括的・重層的な支援体制づくりを今後も継続して行っていく必要があります。
- オレオレ詐欺や悪質商法等の高齢者を狙った犯罪トラブルの周知・啓発を行うとともに、被害者が孤立しないような相談体制づくりや、地域が一体となった見守り体制づくりが必要です。
- 認知症を患っていたり、介護や介助等の支援が必要な人の中には、自分の意見や要望を伝えることが難しい人もおり、そのような高齢者の権利や尊厳を守っていく必要があります。高齢者の尊厳を守り、高齢者虐待を防止するため、高齢者の権利擁護や認知症等に対する正しい理解について、市のホームページや地域包括支援センターが発行するチラシを通じて啓発を行うとともに、虐待に気づいた際の相談窓口の周知やケアマネジャー等介護職に対する研修等を行っていくことが重要です。

4 障害者（児）の人権問題

障害のある人を含むすべての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、障害のある人に対する各種施策を実施していくだけでなく、社会のすべての人々が障害のある人について十分に理解し、必要な配慮をしていくことが求められています。しかし、障害のある人が職場において差別待遇を受けたり、店舗でのサービス等を拒否されたりするなどの人権問題が発生しています。誰もが障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害の社会モデル※を踏まえ、物心両面において「障害」を取り除いていく必要があります。

※障害の社会モデル：社会が「障害」を作り出しているのだから、社会がそれを取り除いていかなければならないとする考え方のこと。反対に、障害のある人が日常生活において制限を受けるのは「その人に障害があるから」であり、訓練やリハビリによって乗り越えるべきであるという考え方を「障害の個人モデル」という。

①主な法律の整備状況

1993（平成５）年に「障害者基本法」が施行され、初めて精神障害者が障害者と位置づけられ、2004（平成 16）年に、障害を理由とする差別禁止の規定が追加されました。また、2002（平成 14）年に「身体障害者補助犬法」、2012（平成 24）年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）、2013（平成 25）年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行され、障害福祉サービスの充実が図られています。

さらに、2005（平成 17）年には、「発達障害者支援法」が施行（2016（平成 28）年改正）され、それまで既存の福祉制度の谷間におかれ、その気付きや対応が遅れがちであった自閉症、アスペルガー症候群、ＬＤ（学習障害）、ＡＤＨＤ（注意欠陥多動性障害）等を発達障害と総称し、それぞれの障害特性やライフステージに応じた支援が国や自治体の責務と規定されました。

そして、2016（平成 28）年に、人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向けた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されるとともに、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）の一部を改正する法律が施行され、障害者に対する差別の禁止と合理的配慮の提供義務等が定められました。「障害者差別解消法」は 2021（令和３）年に改正され、事業者による合理的配慮の提供について、努力義務を義務へと改めること等が規定されました。

2022（令和４）年にはすべての障害のある人が、あらゆる分野の活動に参加することができるよう「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が施行され、障害のある人の情報の取得や利用、意思疎通に関する取り組みが推進されています。

②本市における取り組み

本市では、2021（令和３）年３月に、「いずみさのあいあいプラン（第４次泉佐野市障害者計画・第６期泉佐野市障害福祉計画・第２期泉佐野市障害児福祉計画）」を策定し、「ともに　みとめあい　ささえあい　あいにつつまれるまち　泉佐野」を基本理念として、子どもから高齢者まで、障害のある人の主体性を尊重し、いきいきと活動するための支援等に取り組んでいます。

また、2019（平成 31）年４月には、泉佐野市社会福祉協議会において「基幹包括支援センターいずみさの」を開設し、障害・高齢・生活困窮等の分野を超えて総合的な相談支援を行っています。2020（令和２）年 10 月からは各中学校区に１か所の「地域型包括支援センター」を設置し、住民に身近な圏域において分野を超えて支援を行う体制づくりを進めています。

③市民意識調査の結果

- 障害者（児）の人権が尊重されていると思う人は全体で 47.8%となっています。
- 「障害者差別解消法」を知っている人は 30.7%であり、前回調査より 10 ポイント以上増加しています。
- 障害者（児）の人権問題について、前回調査より「障害者（児）の人権に関する人々の認識や理解が十分ではない」「障害者（児）を避ける、あるいは傷つける言葉や障害をたとえた表現を使う」は増加がみられます。一方で、「仕事に就く機会が少なく、また障害者（児）が働くための職場の環境整備が十分ではない」「精神科の病院やクリニック、施設に対する偏見がある」「障害があることを理由に、資格取得などに制限がある」は４ポイント以上減少しています。

④課題

- 障害者（児）の人権が尊重されていると思う人は５割未満となっており、「障害者差別解消法」の施行後も、多くの市民が障害のある人の人権尊重を実感できていません。誰もが障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害や障害のある人に対する理解を深める人権教育・啓発を推進していくとともに、障害の状況や生活状況に応じたニーズを的確に捉えた支援を行えるよう、施策の充実が必要です。
- 「障害者差別解消法」の認知度は向上していますが、３割程度にとどまっています。障害者差別の解消を市民の共通認識にできるよう、法律の周知を進めていくことが重要です。また、物心両面においてバリアフリーをさらに推進するとともに、具体的な場面や状況に応じた適切な配慮を図っていく必要があります。また、本市の窓口業務等においても合理的配慮のニーズを認識し遂行していけるよう、職員の合理的配慮に対する知識の習得に取り組んでいくことが重要です。

5 部落差別（同和問題）

部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であること等を理由に結婚を反対されたり、就職等の日常生活の上で差別を受けたりするなど、我が国固有の人権問題です。正しい理解が進む一方で、近年はインターネット上での特定個人や不特定者を対象とする誹謗中傷等も深刻であり、依然として偏見・差別意識が残っています。すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識をもって、一人ひとりが部落差別（同和問題）の解決に向けて取り組んでいく必要があります。

①主な法律の整備状況

1965（昭和 40）年に出された国の同和対策審議会の答申を受けて、1969（昭和 44）年に「同和対策事業特別措置法」、1982（昭和 57）年に「地域改善対策特別措置法」、1987（昭和 62）年に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）が施行され、地域の環境や住民の生活向上等の実態的差別は大きく改善されました。その後、2002（平成 14）年３月末に、これらの財政上の特別措置を講じるための法律は失効し、今後は、一般施策を活用して、残された課題の解決に努めることとなりました。

しかし、2011（平成 23）年に明らかになった戸籍不正取得・差別身元調査事件、2015（平成 27）年に大阪・兵庫・京都で発生した差別ビラ大量ばらまき事件、2016（平成 28）年に部落地名総鑑の復刻版が作成販売されるなど、部落差別問題は解決しておらず、2016（平成 28）年に「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行されました。この法律は、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であり、部落差別の解消に関し、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定める内容となっています。「部落差別解消推進法」の施行後も依然として、結婚を妨げられたり、差別落書きやインターネット上の差別的書き込み等が生じるなどの深刻な状況が続いています。

②本市における取り組み

本市では、1993（平成５）年に、「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」を制定し、1997（平成９）年には「泉佐野市同和行政基本方針」、1999（平成 11）年には「泉佐野市同和行政推進プラン」を策定し、同和行政を推進してきました。その後、2002（平成 14）年３月末に特別措置による法律が終了し、一般施策を活用して残された課題の解決に取り組んでいくため、2002（平成 14）年に「泉佐野市同和行政基本方針」を改訂しました。そして 2004（平成 16）年に「泉佐野市同和行政推進プラン（改訂）」を策定し、各分野における施策の推進方向に基づいて取り組みを進めています。

「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」の制定から30 年が経過することから、この間に生じた新たな人権問題や、人権三法の制定に表れている人権尊重の機運の高揚等を踏まえ、条例の改正に向けた取り組みを進めています。

③市民意識調査の結果

- 同和地区があることを知っている人は 78.8%となっており、前回調査（84.2%）より減少しています。
- 同和地区や同和地区の人への差別意識について、「弱まっている」は 47.0%、「差別意識はない」は 22.9%、「変わっていない」は 22.1%、「強くなっている」は 1.8%となっており、前回調査から大きな変化はみられません。
- 自分や子どもの結婚相手の身元調査について、「必要ではない」が 53.4%、「わからない」が 31.6%、「必要である」が 13.2%となっています。前回調査と比較すると、「必要である」が 4.6 ポイント減少し、「必要ではない」が 4 ポイント増加しています。また、子どもの結婚相手が同和地区出身者とわかった際の対応について、「当然、子どもの意思を尊重する」が 48.9%、「反対だが、子どもの意思であれば、仕方がない」が 22.3%、「わからない」が 21.6%、「家族や親せきに、反対意見があれば、結婚に反対する」が 3.5%、「絶対に、結婚には反対する」が 1.7%となっています。
- 同和地区の地域内にある住居を「避けると思う」人は全体で 50.5%と半数を超えていますが、前回調査より 6.1 ポイント減少しています。また、小学校区が同和地区と同じ区域になるのを「避けると思う」人は全体で 31.3%となっており、前回調査から 4.8 ポイント減少しています。
- 同和問題を解決するために効果的な施策・対応として、「効果的」と答えた人の割合が高かったのは、「学校教育・社会教育や企業内研修を通じて、広く人権を大切にする教育・啓発活動を行う」（51.7%）、「行政だけでなく、民間の各種団体も課題解決に取り組む」（49.1%）、「同和地区と周辺地域の人々が交流を深め、協働して「まちづくり」を進める」（50.9%）となっています。一方、「効果的でない」の割合が高かったのは「差別を法律で禁止する」（47.5%）です。
- 「部落差別解消推進法」を「知っている」人は全体で 29.9%、「知らない」人は 68.4%となっています。

④課題

- 同和地区を知らないと回答した人は前回調査より増加し５人に１人の割合となっており、さらに年齢が若くなるほど認知度が低くなる傾向があります。部落差別（同和問題）に関する教育・啓発、特に学校での学習をしっかりと行い、若年層の理解を深めることが必要です。さらに部落差別（同和問題）の解決に地域全体で取り組んでいくため、同

和地区と周辺地域の人々が交流を深める機会づくりを推進していくことも求められています。

- 結婚相手の身元調査について、現在も半数近くが明確に否定的な認識を持っていません。さらに、同和地区出身者と自分の子どもとの結婚に反対の意思がある人は３割近くおり、結婚差別の解消に向けてさらなる周知・啓発が必要です。
- 同和地区内の地域内にある住居や、小学校区が同和地区内になることを避ける意識は、自らが同和地区の住民とみなされることに対する忌避意識、同和地区の人びとの生活や文化、治安面での偏見や、同和地区にある土地や不動産に対する差別的評価、同和地区を含む学校の学力面に対する不安視によるものと考えられます。「部落差別解消推進法」や法律の意義についてさらなる周知・啓発に取り組み、国・府・他市町村と連携して人権教育・啓発の取り組みをより一層進めるとともに、地域の人びとの願いや思いが反映できるように工夫する必要があります。
- 部落差別（同和問題）に対する自然消滅論（寝た子を起こすな論）や部落分散論のような考え方は、部落差別（同和問題）の解決どころか偏見を助長してしまう可能性があります。今もなお部落差別（同和問題）は解消しておらず、近年はインターネットによる書き込み等により差別事象の放置・拡散・助長が生じるなど、深刻な状況にあります。このような差別の現実から目を逸らさず、解決に向けて地域全体が協力していく必要があります。

6 外国人の人権問題

日本に在留する外国人は、2021（令和３）年末現在で約 276 万人となっており、多数の外国人が日本で暮らしていますが、言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐって様々な人権問題が発生しています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動である、いわゆるヘイトスピーチも起こっており、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることが懸念されています。文化等の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重し、偏見や差別をなくしていく必要があります。

①主な法律の整備状況

2012（平成 24）年に「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行され、外国人市民も「住民基本台帳制度」の対象となりました。

また、2016（平成 28）年に「ヘイトスピーチ解消法」が施行され、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現のため、相談体制の整備や、教育の充実及び啓発活動等を実施すること等が定められました。しかし、同法の施行後もヘイトスピーチは解消されておらず、国はヘイトスピーチがあってはならないということの理解を促進するための人権啓発活動や、ヘイトスピーチによる被害等についての人権相談、調査救済活動に取り組んでいます。

②本市における取り組み

本市は、国際化推進についての考え方をより明確に示し、一層の国際化を推進するため、2017（平成 29）年に国際都市を宣言しました。また、友好提携都市（中国上海市徐匯区、中国上海市宝山区、中国成都市新都区、モンゴル国トゥブ県、ウガンダ共和国グル市）及びオーストラリアクイーンズランド州サンシャインコースト等の友好関係都市と交流しています。

また、日本語指導を必要とする児童・生徒を対象に、読み書き、会話等の日本語指導や安心して学べる学校生活が送れるような支援や、泉南地区多言語進路ガイダンスや進路相談会、泉南地区多文化共生のつどいの機会等に、多言語による学校生活ガイダンスの情報提供を行うなど、子どもたちに対する支援にも取り組んでいます。

③市民意識調査の結果

- 外国人の人権が尊重されていると思う人は全体で 47.6%となっており、前回調査（47.5%）と比較して変化はみられません。一方で、「尊重されていない」と思う人は全体で 23.5%と、前回調査（20.7%）よりわずかに増加しています。また、外国人の人権問題については「外国人の生活習慣や宗教・文化への理解や認識が十分ではない」の割合が 46.2%と最も高くなっています。
- ヘイトスピーチについて、「知っている」の割合が 70.9%と、前回調査（62.2%）より 8.7 ポイント以上増加しています。また、ヘイトスピーチについて、「よくないと思う」割合が最も高い（55.0%）ものの、「わからない」と回答した人（20.6%）は前回調査（16.4%）よりも増えています。
- 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法)」を知っている人は全体で 25.7%となっています。
- 住居を選ぶ際、近隣に外国籍の住民が多く住んでいることを「まったく気にしない」という人の割合は 25.4%となっており、前回調査（21.2%）より 4 ポイント程度増加しています。

④課題

- 本市では多様な国籍の市民が増加しており、多文化共生の取り組みを推進してきましたが、外国人の人権が尊重されていると思う人の割合は 5 割未満と少なくなっています。生活習慣、宗教、文化、言語の違い等を理由とする人権問題は今なお発生しているため、外国人への理解を深め、多様性を認め合う教育・啓発活動に取り組む必要があります。また、多言語に対応したサービスの提供や相談窓口の周知を強化し、国籍や使用する言語にかかわらず誰もが安心して生活できる住みよいまちづくりが求められています。
- 外国籍の児童・生徒や保護者へ進路に関する情報を提供する機会の確保が必要となっています。また、日本語指導を必要とする児童・生徒の増加により、日本語指導の時間の確保、教職員の研修の機会の提供が必要となっています。
- ヘイトスピーチについての認識が市民の間に広まりつつある一方で、「ヘイトスピーチ解消法」の認知度はいまだ 3 割未満と低くなっています。また、ヘイトスピーチの是非について「わからない」とする回答も 2 割程度を占めています。ヘイトスピーチは特定の民族や国籍の人々を排斥する重大な人権侵害行為であり、我が国に住む外国人の安全や安心を脅かすものです。このようなヘイトスピーチを許さない意識を市全体で共有していくため、法律のさらなる周知・啓発が必要です。

7 情報化社会にかかわる人権問題

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載等、人権に関わる様々な問題が発生しています。こうした行為は人を傷つけるものであり、書き込みをした人が罪に問われることもあります。また、一度インターネット上に書き込まれた情報は転々と流通して回収することが極めて困難となり、被害者は永く苦しむ傾向にあるなど、重大な人権侵害です。

また、インターネット上の人権侵害の問題は、子どもが加害者や被害者になり、トラブルに巻き込まれることもあります。子どもも含め、インターネット利用者等に対して、人権に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動の推進が必要です。

①主な法律の整備状況

2002（平成14）年に、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任法）が施行され、インターネット上で名誉毀損やプライバシー侵害が起こった場合、その被害者はプロバイダ等に対して人権侵害情報の発信者（掲示板等に書き込んだ人）に関する情報の開示や、人権侵害情報の削除を求めることができるようになりました。近年インターネット上の誹謗中傷が特に社会問題となっていることから、2022（令和４）年に侮辱罪の法定刑の引き上げが行われ、誹謗中傷の抑止が図られています。

また、2008（平成20）年に、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（出会い系サイト規制法）の改正法が施行され、2009（平成21）年に、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）が施行されました。青少年インターネット環境整備法は2018（平成30）年に改正され、18歳未満の青少年利用者に対して有害情報のフィルタリング有効化措置を行うこと等が携帯電話事業者等に義務付けられました。

さらに、2003（平成15）年に「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）が施行され、これまでの「干渉されない権利」といったプライバシーの概念は、「自らの情報を自らが管理する権利」へと拡大されており、市民自身が個人情報を自ら管理し、コントロールする力をつけるとともに、個人情報の保護について事業者の主体的な取り組みを促進しています。2014（平成26）年には、いわゆるリベンジポルノ等による被害の発生・拡大を防止するため、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が施行されました。

②本市における取り組み

本市では、個人情報の適正な取り扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るため、1999（平成11）年12月に「泉佐野市個人情報保護条例」を施行しました。また、第三者が戸籍謄本や住民票の写し等を不正に取得した事件が次々と明らかに

なったため、2010（平成 22）年２月に、登録型「本人通知制度」（戸籍謄本や住民票等を本人の代理人や第三者に交付した場合、事前に登録した本人にその事実を通知する制度）を導入し、戸籍謄本等の不正請求の抑止に向けた取り組みを進めています。

③市民意識調査の結果

- 自分や家族の個人情報が保護され、適切に取り扱われていると思う人は 19.4%となっています。また、「わからない」の割合（19.4%）が前回調査（14.3%）より増加しています。
- 「本人通知制度」を「知っている」人は全体で 24.0%となっており、前回調査から大きな変化はみられません。
- 情報化社会、インターネット・ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）にかかわる人権問題について、「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現を用いた情報を掲載する」の割合が 78.8%と最も高くなっています。前回調査と比較すると、「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現を用いた情報を掲載する」「子どもたちの間で、インターネットを利用した「いじめ問題」が発生している」の割合が増加しています。

④課題

- 多くの市民が自分や家族の個人情報が適切に保護されていないと感じています。個人情報保護の重要性に関する教育・啓発に取り組むとともに、市民の個人情報を取り扱う市役所職員や学校教員、医療や福祉関係で勤務する職員に対して市の個人情報の取り扱い方針を改めて周知するなど、研修を実施していく必要があります。また、第三者による戸籍謄本等の不正請求を抑止するため、本人通知制度の周知を推進していくことが重要です。
- 近年、インターネット上での真偽不明の情報（デマ）の書き込み、個人への誹謗中傷や差別を助長する表現の掲載等により、被害者が命を絶つなどの深刻な事案が生じています。このような現状を受け、インターネットによる人権侵害について関心を持つ市民も増加していると考えられます。インターネットは正しく利用すれば便利な情報媒体であり、コミュニケーションの充実にも役立ちます。インターネット利用者のマナーや情報リテラシーの向上をめざした啓発活動等が必要です。
- ＳＮＳを利用したいじめや児童ポルノ等、子どもが加害者や被害者になりトラブルに巻き込まれる事案が発生しています。インターネット上での問題は周りから発見されにくく深刻化しやすいため、子どもだけでなく保護者に対する教育・啓発活動のさらなる強化や、トラブルに巻き込まれてしまった際の相談窓口の普及が必要です。

8 感染症等にかかわる人権問題

ハンセン病は治療法が確立しており、万一発病しても、早期に発見し適切な治療を行えば後遺症が残ることもありません。また、ＨＩＶ/エイズは治療法の進歩により、仮にＨＩＶに感染したとしても、早期発見及び早期治療を適切に行うことで、エイズの発症を予防し、他人への感染リスクも大きく低下させることができます。しかし、これらの正確な情報が十分に理解されていない結果として、偏見や差別に苦しんでいる感染者や患者、その家族等も少なくありません。さらに、2020（令和２）年頃から世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者や医療従事者、その家族等に対する不当な扱いや誹謗中傷が生じるなど、様々な人権問題が発生しています。感染症に対する正しい知識を普及し、差別や偏見を解消していく必要があります。

①主な法律の整備状況

感染症に対する知識や理解の不足から、社会生活の様々な場面で、差別やプライバシー侵害等の人権問題が発生しています。今なお社会に根深く残っているハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別を解消するため、2008（平成 20）年に施行された「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」を踏まえ、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発等が推進されています。また、2021（令和３）年には「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が施行され、新型コロナウイルス感染症を含む新型インフルエンザ等の患者等に対する差別的取り扱いの防止に係る国及び地方公共団体の責務を定める規定が設けられました。

②本市における取り組み

本市では、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発を推進するため、ハンセン病回復者及びその家族が、国の施策により教育や結婚、就職等生活のすべてにわたって厳しい差別を受けて来たことについて、当事者を講師に迎えて講演会を開催しています。

今後も関係機関と連携して感染症に対する正しい知識の普及啓発に取り組んでいきます。

③市民意識調査の結果

- ＨＩＶ感染者、ハンセン病回復者及びその家族の人権問題について、「病気についての理解や認識が十分ではない」と思う人は 56.7%となっており、前回調査より 5.1 ポイント少なくなりました。一方、「わからない」と回答する人が前回調査より 9.9 ポイント増え、30.2%となっています。
- 新型コロナウイルス感染症等に関する人権問題について、「病院での治療や入院を断られること」「マスメディアやＳＮＳで、興味本位や不確かな情報を拡散されること」「医療従事者やその家族が差別的な発言や行為を受けること」「患者や感染者、その家族等が差別的な発言や行為を受けること」等が４割を超えています。

④課題

- ＨＩＶ感染者、ハンセン病回復者及びその家族の人権問題について「わからない」と回答する市民が増加しています。感染症に対する知識や理解の不足から、社会生活の様々な場面で、差別やプライバシー侵害等の人権問題が発生しており、ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別等も、今なお社会に根深く残っています。さらに、新型コロナウイルス感染症についてはいまだわからないことも多く、たくさんの人が感染に対する不安を抱えています。しかし、このような不安を感染者・濃厚接触者や医療従事者、その家族等に対する差別や偏見につなげることがあってはなりません。感染症を理由とする偏見や差別をなくすため、感染症についての正しい知識の普及啓発を行う必要があります。

９ 性自認･性的指向にかかわる人権問題

性にまつわる場面で、現在の社会の中での「多数派」にあてはまらない、少数派にあたる人々のことを「セクシュアルマイノリティ（性的少数者)」と呼びますが、セクシュアルマイノリティであることを理由に､社会の中で偏見の目にさらされ､昇進を妨げられたり、学校生活でいじめられたりするなどの差別を受けている人たちがいます。

私たちの性は「からだの性（生物学的性)」「こころの性（性自認)」「好きになる性（性的指向)」「表現する性（性別表現)」が様々に組み合わさって存在しており、一人ひとり異なるグラデーションを持っています｡性のあり方を「男性」「女性」に単純に分けようとしたり、言葉やしぐさ等の見た目で性別を判断したり、固定観念で決めつけたりすることがないよう、性の多様性について理解を深め、すべての人がありのまま暮らしやすい社会をつくっていく必要があります。

①主な法律の整備状況

セクシュアルマイノリティ（性的少数者）であることを理由とする偏見や差別を解消するため、2020（令和３）年に改正された労働施策総合推進法に基づいて定められたパワーハラスメント防止のための指針において､職場におけるセクシュアルマイノリティに関する正しい理解を促進するための取り組みが進められています。

②本市における取り組み

性の多様性について理解を深めるため､市内の高等学校へ出向きＬＧＢＴＱをテーマにした講座を市民講師により開催しています。

今後も性の多様性についての理解を深めるための取り組みを推進します。

③市民意識調査の結果

- 「同性愛者や性同一性障害のある人に対して､他の人と変わりなく接することができないのは問題である」と思う人の割合は全体で 81.6%となっており、前回調査（72.8%）より 8.8 ポイント増加しています｡年齢別にみると､年齢が上がるにつれて「そう思う」の割合が低くなる傾向がみられます。

④課題

- セクシュアルマイノリティ（性的少数者）の人権について、若年者ほど問題意識を持つ人が多くなっていますが、20 歳未満でも２割程度がセクシュアルマイノリティ（性的少数者）を避けるような言動に問題がないと回答しています｡性自認や性的指向は「自分らしさ」に関わる重要な要素であり、一人ひとり多様なグラデーションで彩られています｡性自認や性的指向を理由に差別されることのない社会を築いていけるよう、あらゆる世代に向けて教育・啓発を推進していく必要があります。

10 様々な人権問題

様々な人権課題が複雑に絡み合い、当事者がさらに困難な状況におかれるなど、人権問題が複合的に発生しています。特定の人権課題を当事者だけの問題として捉えるのではなく、社会全体の課題として、人権尊重の観点から人権教育・啓発を進めていく必要があります。

①主な法律の整備状況

2015（平成 27）年に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する包括的かつ早期の支援の実施が推進されています。ホームレスの自立支援については、2018（平成 30）年に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が制定されています。

2019（令和元）年に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会を実現することを目的として、アイヌの人々への、アイヌであることを理由とした差別の禁止に関する基本理念や、アイヌ政策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置等が定められています。

②本市における取り組み

「泉佐野市犯罪被害者等支援条例」を制定し犯罪被害者等の支援に取り組んでいます。

③市民意識調査の結果

- 「戦争は最大の人権侵害である」と「思う」人の割合は全体で 88.2%と高くなっています。
- アイヌの人々に起きている人権問題について「独自の文化や伝統の保存、伝承が十分図られていないこと」の割合が 20.4%、「差別的な言動をされること」の割合が 15.3%となっていますが、「わからない」の割合が 60.4%と最も高くなっています。また、「アイヌ民族は、今も就職や結婚などで差別を受けている」と思う人は 46.6%となっており、前回調査（39.0%）と比較すると、7.6 ポイント増加しています。一方、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）」を知っていると回答した人の割合は全体で 18.6%と少なくなっています。
- 「ホームレス（野宿生活者）が生活している場所は避ける」と「思う」人の割合は全体で 78.3%となっており、前回調査より 4.5 ポイント増加しています。

④課題

- 戦争は人々の生きる権利を脅かす最大の人権侵害であり、戦争の悲劇を二度と繰り返すことのないよう、戦争の悲惨さと平和・命の尊さについて世代を越えて伝えていく必要があります。
- ロシアによるウクライナへの侵攻、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することによって、生活困窮（貧困）の広がりに拍車がかかっています。生活困窮者は子どもの貧困や自殺等の複合的な人権問題に陥ってしまうおそれもあるため、早急な対策が必要です。

Ⅲ 施策体系と具体的施策

柱立て	基本方針	具体的取り組み
1　あらゆる場における人権教育	(1)学校における人権教育	①人権教育、研修プログラムの整備、充実 ②効果的な手法による人権教育の実施 ③教材の収集・提供と活用 ④教職員等に対する人権教育 ⑤新たに渡日した児童・生徒に対する支援 ⑥ＰＴＡ活動における人権教育 ⑦人権擁護委員活動における人権教室
	(2)職場における人権教育	①行政における人権教育 ②企業における人権教育 ③福祉、医療関係者に対する人権教育
	(3)家庭における人権教育	①家庭における人権教育
	(4)地域における人権啓発	①泉佐野市人権対策本部啓発部会による人権啓発 ②人権問題町別懇談会による人権啓発 ③泉佐野市人権を守る市民の会（地区委員会活動）への支援 ④いずみさの女性センターでの啓発活動 ⑤市民交流センター等での人権啓発事業への支援 ⑥人権をふまえた文化活動 ⑦印刷物による広報活動 ⑧各種団体での人権教育の実施にむけての支援 ⑨識字学級・日本語教室への支援
2　人材の養成と活用	(1)人権啓発指導者養成講座（あいあい講座）の開催	①人権啓発指導者養成講座（あいあい講座）の開催
	(2)人権啓発推進委員連絡会への支援	①人権啓発推進委員連絡会への支援
	(3)人材の活用等	①人材の活用等
3　効果的な啓発、情報提供の実施	(1)効果的な手法の探究と実践	①効果的な手法の探究と実践
	(2)視聴覚教材の整備と活用	①視聴覚教材の整備と活用
	(3)人権に関する情報の収集と提供	①人権に関する情報の収集と提供

柱立て	基本方針	具体的取り組み
4　国、府、企業、民間団体等との連携	(1)国、府、他市町村との連携	①国、府、他市町村との連携
	(2)企業との連携	①企業との連携
	(3)民間団体等との連携	①民間団体等との連携
5　国際理解の推進	(1)国際理解の推進	①国際理解の推進
6　分野別人権施策の推進	(1)女性の人権問題	①女性の人権問題
	(2)子どもの人権問題	①子どもの人権問題
	(3)高齢者の人権問題	①高齢者の人権問題
	(4)障害者（児）の人権問題	①障害者（児）の人権問題
	(5)部落差別問題	①部落差別問題
	(6)外国人の人権問題	①外国人の人権問題
	(7)情報化社会にかかわる人権問題	①情報化社会にかかわる人権問題
	(8)感染症等にかかわる人権問題	①感染症等にかかわる人権問題
	(9)性自認・性的指向にかかわる人権問題	①性自認・性的指向にかかわる人権問題
	(10)様々な人権問題	①様々な人権問題

Ⅳ 人権教育の基本計画（実施計画）

1 あらゆる場における人権教育

（1）学校における人権教育

学校教育においては、すべての教育活動は子どもの人権尊重の視点から実施されるべきであり、「日本国憲法」や「国際人権規約」、「子どもの権利条約」等を踏まえることが求められます。一人ひとりの子どもが権利を行使する主体として、その人権が尊重される環境づくりへの取り組み、他人の立場や痛みを理解し、お互いの人権を尊重することや、人として基本的に守らなければならないルールや、いのちの大切さに対する気づきを促す取り組みが必要です。

また、学校がすべての子どもにとって、安心して安全に学ぶことができ、同時に、一人ひとりの違いを認め合う感性や集団生活を通して自らの権利と義務を自覚する態度を育成する場所となるよう取り組むことが大切です。

①人権教育、研修プログラムの整備、充実

【これまでの取り組み内容】

- 認定こども園・小学校・中学校の担当者によるキャリア教育担当者会を年２回開催し、認定こども園・小学校・中学校を通じた人権教育、研修プログラム等の整備を進めています。
- 「人権教育年間指導計画」に基づき、子ども、家庭の実態把握、教材研究、研修会への参加等、職員間の認識を高めるとともに資質の向上に努めています。
- こども園と地域の小学校・中学校の職員間での連携を密にし、話し合いの場を持ち子どもの実態を把握し、相互理解を図っています。
- 子どもの発達段階に応じた人権教育の推進に向けて、研修会等を開催しています。
- 各校園における人権問題の学習状況の把握に努め、啓発を行っています。
- 市内の小中学生が人権について意識を高め、人権が大切にされるまちづくりの主体者として成長していくことを目的として「泉佐野市小中学生人権作品コンテスト」を開催しています。

【今後の取り組み内容】

No	主な取り組み内容	担当課
1	認定こども園・小学校・中学校を通じた人権教育、研修プログラム、またはカリキュラムの整備を図ります。	学校教育課 子育て支援課
2	様々な教材を活用しての人権の課題についての学習を、子どもの発達段階に応じて実施していきます。	学校教育課
3	部落問題学習、障害児教育、男女共生教育、国際理解教育等、広く人権問題の学習を進めます。	学校教育課

②効果的な手法による人権教育の実施

【これまでの取り組み内容】

- 被差別当事者からの聞き取り、フィールドワーク等の出会いを大切にした参加型の研修会を開催しています（人権教育研修講座、新転任人権教育研修)。

【今後の取り組み内容】

No	主な取り組み内容	担当課
4	被差別当事者からの聞き取り、フィールドワークといった参加体験型の手法の導入をさらに進めていきます。	学校教育課

③教材の収集･提供と活用

【これまでの取り組み内容】

- 大阪府教育委員会や大阪府人権教育研究協議会作成の実践集等をヒアリングや研修、校園長会等を通じて紹介しています。

【今後の取り組み内容】

No	主な取り組み内容	担当課
5	子どもたちの持っている多様な興味や関心を引き出せるような身近な出来事を取り上げての教材や、子どもの発達段階に応じた教材の収集、提供を行っていきます。	学校教育課
6	各分野において開発されている教材等を収集し、より幅広い活用を図るための提供を進めていきます。	学校教育課

④教職員等に対する人権教育

【これまでの取り組み内容】

- 各校の人権教育推進委員を対象に人権教育研修講座を年５回開催しています。
- 参加体験型の研修や学校園の人権課題に対応した研修を実施しています。また、校内研修において、指導主事が講師として指導助言を行なっています。
- 校園長人権研修や教頭人権研修等、管理職に対する研修を行なっています。
- 泉佐野市人権教育研究会から講師を派遣いただき、新転任人権教育研修を行なっています。
- 校園長会等を通じて各種研修会の開催情報等の周知を行っています。

【今後の取り組み内容】

No	主な取り組み内容	担当課
7	教職員が人権について十分な理解と認識を持つだけでなく、人権教育に関する知識や技能の修得を図っていきます。	学校教育課

No	主な取り組み内容	担当課
8	様々な被差別の当事者との連携を図るなど、教職員研修の工夫、改善、教材の開発や人権教育プログラムの充実、整備等を図りながら、教職員に対する研修のより一層の取り組みを進めます。	学校教育課
9	職場内教育、研修の充実を図るため、職務や職階に応じた人権教育、研修プログラムの整備等を進めます。	学校教育課
10	人権教育研究会、在日外国人教育研究会等との連携を図り、研修カリキュラム、プログラムの検討、検証に努め、さらなる改善に結びつけられる取り組みを実施します。	学校教育課
11	全国人権・同和教育研究会等、各種研修会へ参加しやすい学校現場を創るとともに、自主的に参加する教職員の育成に努めます。	学校教育課

⑤新たに渡日した児童・生徒に対する支援

【これまでの取り組み内容】

- 日本語の支援が必要な児童生徒に対し、通訳の派遣や日本語指導担当教員による日本語指導の実施等を行っています。
- 泉南地区多言語進路ガイダンスや進路相談会、泉南地区多文化共生のつどい等の機会に、多言語による進路に関わる情報提供を実施しています。

【今後の取り組み内容】

No	主な取り組み内容	担当課
12	日本語指導を必要とする児童・生徒を対象に、読み書き、会話等の日本語指導や安心して学べる学校生活が送れるような支援を進めます。	学校教育課
13	多言語による学校生活ガイダンス情報の提供に努めます。	学校教育課

⑥PTA活動における人権教育

【これまでの取り組み内容】

- 市ＰＴＡ連絡協議会へ働きかけを行うとともに、必要な支援・協力を行っています。
- 市ＰＴＡ連絡協議会と共催で、泉佐野市教育フォーラムを開催しています。
- ＰＴＡ組織内に人権委員会等の人権を推進するための組織の設置について､啓発を行っています。

【今後の取り組み内容】

No	主な取り組み内容	担当課
14	ＰＴＡ組織の中においても人権教育への理解とあわせて、人権に関する取り組みを促す働きかけ、必要な支援に努めます。	学校教育課
15	すべてのＰＴＡ組織に人権委員会の設置を働きかけます。	学校教育課

⑦人権擁護委員活動における人権教育

【これまでの取り組み内容】

- 小学校からの依頼に応じ、人権擁護委員が「いじめ」をテーマにした人権教室を開催しました。

【今後の取り組み内容】

No	主な取り組み内容	担当課
16	小学３年生を対象に人権教室を全校で毎年実施できるよう支援します。	人権推進課

(2) 職場における人権教育

人権が尊重される社会の実現に関わりの深い立場にある公務員、教職員、さらには、子ども、障害者、高齢者等の人権の課題に密接に関わっている福祉関係者、医療関係者に対する人権教育、研修が重要です。様々な人権問題の背景や現状、課題についての知識面での理解だけでなく、豊かな人権感覚を身に付け、人権を擁護する職責意識を持って、人権問題を自らの課題として取り組めるよう、継続して人権教育、研修を実施していくことが大切です。

また、民間団体や企業等に対しては人権が尊重される社会の実現に向けて積極的・主体的な参画を促すとともに、職場における人権研修の充実を図るための内容や手法等について支援していく必要があります。

①行政における人権教育

(ア) 階層別研修等

【これまでの取り組み内容】

- 新規採用職員への人権研修や、管理職を対象としたパワーハラスメント研修を実施しています。[人事課]
- 係長昇格者には水平社博物館フィールドワークを行います。また、課長代理級の職員には人権問題職場研修員の研修を実施しています。[人事課]

【今後の取り組み内容】

No	主な取り組み内容	担当課
17	人権問題を的確にとらえる力や感性が身につくような研修方法を取り入れる点にも留意しながら、今後も階層別研修等を継続実施します。	人事課
18	派遣研修については、内部の研修だけでは得られない人権に関する知識等が得られ、効果的な人権教育の手法を学ぶことができることから、継続して取り組んでいきます。	人事課

(イ) 人権問題職場研修

【これまでの取り組み内容】

- 職場研修員を対象に人権問題職場研修員全体会議を開催し、研修例の提案を行うことにより、職場研修の実施を支援しています。研修例については、人権問題職場研修の充実のために職場研修指導員会議を開催し意見を求めています。[人事課]

【今後の取り組み内容】

No	主な取り組み内容	担当課
19	職場研修員全体会議を開催し、研修技法や研修内容の提案をし、職場研修の実施に向けた情報提供に努めます。	人事課
20	研修技法の研修や身近な教材提供を図るとともに、人権に関する情報提供に努めます。	人権推進課
21	部落解放・人権大学講座修了生等で構成する職場研修指導者会議を開催し、職場研修のより一層の充実に努めます。	人事課

(ウ) 人権推進課兼務職員との連携

【これまでの取り組み内容】

- 職場研修員会議において、人権の視点チェックポイントの活用について周知を図っています。[人権推進課]

【今後の取り組み内容】

No	主な取り組み内容	担当課
22	人権をめぐる諸環境の変化等に対応して、人権の視点チェックポイントの見直しを図るなどの取り組みに努めます。	人権推進課

(エ) 市議会との連携

【これまでの取り組み内容】

- より幅広く人権意識を養成するため、市議会と連携し講師を招いて人権に関わる様々な研修を実施しています。[議会事務局]

【今後の取り組み内容】

No	主な取り組み内容	担当課
23	市議会と連携して人権教育の推進に取り組んでいきます。	議会事務局

②企業における人権教育

(ア)泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会(事人連)

【これまでの取り組み内容】

- 会員事業所に対し、講師を迎え年２回研修会を実施しています(令和 2 年研修会は中止)。[まちの活性課]
- 会員事業所に対し、連絡会ニュースを年２回(１回につき 16,000 部)発行しています。また、関係機関から送付される各種講座等の案内を随時会員事業所へ発送しています。[まちの活性課]
- 泉佐野市報等を通じて、未加入事業所への加入促進を図りました。[まちの活性課]

【今後の取り組み内容】

No	主な取り組み内容	担当課
24	加入企業における人権教育が推進されるよう連携します。	まちの活性課
25	人権に関する情報や視聴覚教材の提供に努めます。	まちの活性課
26	関係機関と連携して、未加入事業所の加入促進を図ります。	まちの活性課

(イ)公正採用選考人権啓発推進員研修

【これまでの取り組み内容】

- 事人連を通じて、会員事業所へ公式採用選考人権啓発推進委員新任・基礎研修のチラシを配布しています。[まちの活性課]

【今後の取り組み内容】

No	主な取り組み内容	担当課
27	大阪府が主催する公正採用選考人権啓発推進員研修会に協力します。	まちの活性課

(ウ)事業所内研修の推進

【これまでの取り組み内容】

- 大阪企業人権協議会の主催による「人権研修リーダー養成講座」について、会員事業所へ参加を呼びかけ、参加に係る交通費の補助を行っています。[まちの活性課]
- 人権啓発用のＤＶＤ等を、小学校の平和学習や企業、市役所の職場研修用に貸出しています。[人権推進課]
- 事人連を通じて、大阪企業人権協議会が主催する研修会や、泉佐野市人権研究集会等、人権啓発への催しの参加を呼びかけています。[まちの活性課]

【今後の取り組み内容】

No	主な取り組み内容	担当課
28	事人連加入のすべての事業所での人権教育が行われるよう、関係機関と連携して働きかけます。	まちの活性課
29	必要な視聴覚教材の貸出や各種啓発冊子等の提供等を行います。	人権推進課
30	人権や環境等の社会的責任を遂行していく企業活動の展開に向けて、働きかけや啓発を進めます。	まちの活性課

③福祉、医療関係者に対する人権教育

【これまでの取り組み内容】

- 市内の子ども園にて、出前講座を実施しました。
- りんくう総合医療センターより職員研修の内容について相談を受け、職場のパワーハラスメントについて研修を実施しました。

【今後の取り組み内容】

No	主な取り組み内容	担当課
31	福祉関係の事業所において、関係職員に継続的に人権研修等が実施できるよう情報提供、支援、協力に努めます。	人権推進課
32	医療関係の事業所において、関係職員に継続的に人権研修等が実施できるよう情報提供、支援、協力に努めます。	人権推進課
33	りんくう総合医療センター関係者に対し、人権研修が実施できるよう情報提供、支援、協力に努めます。	人権推進課

（3）家庭における人権教育

家庭は、人間関係を形成するための基礎的な力や社会規範・倫理観等を育むために重要な役割を担っています。子どもが人権の重要性について、知的理解を超え豊かな人権感覚として身につけていくためには、家庭において学校での人権学習を肯定的に理解し受け止める環境が整っていなければなりません。家庭における人権教育は、人間形成にとって非常に重要であることから、子育て期間や子どもの学齢期はもとより、生涯にわたっての人権教育が家庭で取り入れられるよう支援や情報提供を行うとともに保護者との協力・連携を深めていくことが大切です。また、家庭には様々な形態があり、それぞれに対応できる相談窓口を充実し、子どもの発達過程に応じた適切な子育てができるよう支援します。

【これまでの取り組み内容】

- 校園長会等を通じて、人権に関する情報提供を行っています。また、ＰＴＡ活動については、学校で実施する人権講演会・学習会の講師の紹介や、人権教育に関する授業参観の推進を図っています。子育てについては、学校教育課や教育支援センター（さわやかルーム、シャイン）に教育相談窓口を設置し周知しています。［学校教育課］
- 講座や講演について市広報誌、ホームページを活用し、広報を実施しています。［人権推進課］
- 公立こども園、子育て支援センターにおいては、子育て支援事業として相談支援体制が充実しています。私立保育園・こども園においては、全園がスマイルサポーター（育児相談員）を配置しており相談支援体制が充実しています。また、私立幼稚園においても就学前児の教育相談を実施しており、認可されている全教育・保育施設が相談支援体制を整えています。［子育て支援課］
- 公立の園については園長副園長会、私立の園については民間保育協議会において、情報提供できる体制を整えています。［子育て支援課］
- 課の受付窓口に市広報誌や情報誌を配架し、来庁者に情報提供を行っています。［水道工務課］
- 泉佐野市人権を守る市民の会の機関紙「きずな」を、毎年 12 月に広報と同時に全戸配布し、活動内容を紹介しています。また、各種講座や講演会の参加者の感想等を「泉佐野市人権を守る市民の会ニュース」へ掲載しました。［人権推進課］
- 年度始めの説明会時に、講座メニューの１つとして人権に関する講座の企画を案内しています。［生涯学習課］

【今後の取り組み内容】

No	主な取り組み内容	担当課
34	学校に人権に関する情報提供を行い、人権教育の浸透を図ります。	学校教育課
35	ＰＴＡ活動に人権に関する情報提供を行い、人権教育の浸透を図ります。	学校教育課
36	市広報誌、ホームページ等による広報を実施します。	人権推進課
37	子育てに関する相談支援体制の充実に努めます。	子育て支援課 学校教育課
38	保育所（園）や認定こども園等を通じて情報提供に努めます。	子育て支援課
39	公共施設等を通じて情報提供に努めます。	関係課
40	各種団体、グループ等を通じて情報提供に努めます。	関係課
41	市が主催する啓発の取り組み等の情報提供や町別懇談会や人権を守る市民の会地区委員会活動への参加を促す働きかけを行います。	人権推進課
42	家庭教育学級で出前講座等の情報提供を行い、人権に関する講座等が企画・運営されるよう働きかけます。	生涯学習課

（4）地域における人権教育

差別のない社会、個人としての尊厳が重んじられる社会づくりのためには、一人ひとりが人権尊重社会の実現に向けて、主体的な取り組みが必要であり、すべての市民が主体的に学べる場の確保や、情報や教材の提供等の環境づくりが重要です。

①泉佐野市人権対策本部啓発部会による人権啓発

【これまでの取り組み内容】

- 人権対策本部啓発部会では、１．男女共同参画部会、２．就職差別撤廃部会、３．子ども・平和部会、４．識字部会、５．興探条例部会、６．条例・人権週間・犯罪被害者部会、７．障害者部会、８．多文化共生部会の８つの啓発部会（市役所のすべての部署が参画）において様々な啓発活動を行っています。

【今後の取り組み内容】

No	主な取り組み内容	担当課
43	創意・工夫を加えて啓発事業を実施します。	各部会担当課
44	計画会議・総括会議等の事前・事後の部会会議を行い、より効果的な啓発の実施に努めます。	各部会担当課

②人権問題町別懇談会による人権啓発

＊部長級・課長級で班分けして講師団を形成し、町会と連携し人権研修を行っています。

【これまでの取り組み内容】

- 毎年度４月初めに、人権を守る市民の会の地区委員会の委員長と市の担当職職員が一同に会し、年度当初の打合せを行っています。その際に町別懇談会も含めた話し合いをしています。［人権推進課］
- 各校区において連携を深め、懇談会の継続的な実施に取り組んでいますが、新型コロナウイルス感染症の影響により例年のような懇談会が実施できなかったため、人権啓発資料の回覧により啓発を実施しています。［総務課、経営総務課、総合行政委員会］
- 毎年度、講師団を対象に研修会（講師団説明会）を行っています。また、そこで取り上げたテーマについて、町別懇談会を実施しています。［人権推進課］
- 適宜会議を行い、講座や講演会を開催する時に前回の反省点をフィードバックしています。［人権推進課］
- 各地区の特性に合わせつつ、人権学習会や人権パネルの展示等、泉佐野市人権を守る市民の会地区委員会の活動を支援しています。［人権推進課］

【今後の取り組み内容】

No	主な取り組み内容	担当課
45	すべての町において懇談会を開催できるよう町会との連携を強めます。	各担当課
46	一方的な講義方法でなく、双方向で日頃の疑問や知りたいこと等を出し合う場としての町別懇談会は、きわめて有効であり、今後も継続して実施していきます。	各担当課
47	様々な層が参加できるよう働きかけます。	各担当課
48	講師団説明会の充実に努めます。	人権推進課
49	町別懇談会への市民への参画のための取り組み、働きかけ等を実施していきます。	各担当課
50	適宜会議を行い、成果や反省点（課題）等を確認し、その情報の共有化をはかります。	人権推進課

③泉佐野市人権を守る市民の会（地区委員会活動）の支援

＊13（各小学校区）地区の地区委員会活動について、部長級や人権推進課兼務職員等で担当地区を分担し、取り組みを支援することで、市民の自主的な活動へと転換していくことをめざしています。なお、町会連合会の各地区から評議員を選出していただいており、市民の会活動に関わっていただく中で、役員改選時に副会長等の役員になっていただいています。

【これまでの取り組み内容】

- 人権学習会や人権パネルの展示等により、泉佐野市人権を守る市民の会地区委員会の活動を支援しています。
- 市議会や泉佐野地区保護司会等で人権研修を実施しています。

【今後の取り組み内容】

No	主な取り組み内容	担当課
51	各地区で自主的で創意工夫ある取り組みの実践ができるような働きかけや支援を行います。	人権推進課
52	各委員会における人権リーダー養成や人材の確保等を、人権を守る市民の会と連携しながら行います。	人権推進課

④いずみさの女性センターでの啓発活動

＊いずみさの女性センターでは、市民一人ひとりが個人として尊重され、責任を分かち合い、助け合いながら、家庭、職場、地域で男女が平等で共に参画する「男女共同参画社会」を推進するため、市民に対しての啓発や事業を実施しています。

【これまでの取り組み内容】

- 親子参加型講座や男性向けヨガ講座等を開催しました。
- いずみさの女性センターネットワーク（ＩWN）や男女共同参画ゲストティーチャーの活動時に参加依頼をし、講座に参加していただきました。また、ＩWN協力のもと、親子料理教室や男性向け料理教室等を開催しました。さらに、ＩWNのグループ発表の場である「ワイワイおしゃべりフェスティバル」にて、男女共同参画についての啓発を行いました。

【今後の取り組み内容】

No	主な取り組み内容	担当課
53	女性のための講座以外にも、男性や親子が参加しやすい内容の講座やセミナー、行事等を企画し開催していきます。	人権推進課
54	女性センターの関係団体と連携を密にして啓発事業を実施します。	人権推進課

⑤市民交流センター等での人権啓発事業への支援

【これまでの取り組み内容】

- 各市民交流センターでの講座募集等を、市広報やホームページに記載しています。

【今後の取り組み内容】

No	主な取り組み内容	担当課
55	北部市民交流センター、南部市民交流センター、旧下瓦屋人権文化センターで実施する人権啓発事業を支援し協力します。	人権推進課

⑥人権を踏まえた文化活動

【これまでの取り組み内容】

- 泉佐野市小中学生人権作品コンテストの表彰や最優秀作品の朗読（人権のつどい）を行っています。
- 人権学習に関する講座を実施（縁ＪＯＹ大学）しています。
- ボランティア講師を対象に人権学習を企画しています。[生涯学習課]

【今後の取り組み内容】

No	主な取り組み内容	担当課
56	各々の施設における文化活動等の実施にあたっては、人権の視点を取り入れた実施を図ります。（人権を考える青年のつどい、人権のつどい、人権研究集会、寿大学、ささゆり学級）	関係各課

⑦印刷物による広報活動

【これまでの取り組み内容】

- 市の各課が作成する封筒や通知書等に、人権標語等を印刷し啓発を行っています。[関係各課]
- 市広報誌「いずみさの」の「人権の広場」に、毎月人権についての内容を掲載しています。[人権推進課]
- 人権啓発冊子「人として生きる」を、毎年度２つのテーマで作成しています。[人権推進課]

【今後の取り組み内容】

No	主な取り組み内容	担当課
57	市の封筒や通知書等に可能な限り人権標語等を印刷し、啓発に努めます。	関係各課
58	市広報誌「いずみさの」の「人権の広場」も新しい人権課題や、身近な事例等を取り上げ、市民の関心、興味を引き出すようにしていきます。	人権推進課

No	主な取り組み内容	担当課
59	人権啓発冊子等については、人権の課題の状況、新しい人権課題等に留意しながら作成していきます。	人権推進課

⑧各種団体での人権教育の実施にむけての支援

【これまでの取り組み内容】

- 子ども園職員、小学校教職員、保護司会にて出前講座を実施しました。[人権推進課]
- 毎年、部長級・課長級職員を対象に講師団研修を実施しています。[人権推進課]
- 市広報誌「いずみさの」を通じ、民間団体等が実施する人権教育の取り組み等について、広報等により協力を行いました。[人権推進課]
- 連携する団体等と、差別に対する共通認識をもって事業に取り組んでいます。また、各種団体からのポスター掲示やチラシの配布への協力を行っています。[おもてなし課、水道工務課]

【今後の取り組み内容】

No	主な取り組み内容	担当課
60	情報や教材の提供、講師派遣等の支援に努めます。	人権推進課
61	研修や人権教育の取り組みについて相談を実施します。	人権推進課
62	民間団体等が実施する人権教育の取り組み等についての広報等の協力・支援に努めます。	人権推進課
63	所管関係部局から取り組み実施にむけての働きかけを行います。	関係各課

⑨識字学級･日本語教室への支援

【これまでの取り組み内容】

- 市内識字学級実施のためサポートや作品展の開催、大阪府との連絡調整等の支援を行っています。また、市の広報誌やホームページで識字学級についてＰＲするとともに、識字学級作品の展示を年２回行い、識字学級の理解を深めてもらえるよう取り組んでいます。[生涯学習課]

【今後の取り組み内容】

No	主な取り組み内容	担当課
64	識字活動の支援等を行います。	生涯学習課
65	識字学級のＰＲ等に努めます。	生涯学習課
66	「国連識字の１０年」の理念等の市民への普及を図ります。	生涯学習課

2 人材の養成と活用

人権文化を広く普及していくためには、地域や職場等、生活の身近なところで人権教育が行われることが必要です。そのためには、人権の課題について市民の学習意欲を刺激したり、学びの場を設定したり、情報提供できるよう、地域や職場等の市民の身近なところで人権教育に取り組む指導者の養成や、人権教育を効果的に推進するために重要な役割を果たす専門的な指導者等の人材を養成することが不可欠です。

また、市民が人権について学んだ成果を周囲に発信していけるような機会づくりにも取り組んでいくことが大切です。

(1)人権啓発指導者養成講座(あいあい講座)の開催

＊人権教育を効果的に推進するためには指導者の養成が重要であり、それぞれの地域あるいは職域での人権研修指導者を養成するため、1990（平成２）年度から人権啓発指導者養成講座を実施しています。1999（平成 11）年度からは「あいあい講座」という愛称で実施しています。

【これまでの取り組み内容】

- ＩＷＮ市民講師による男女共同参画講座のプログラム作成ならびに、市立小学校への講師(男女共同参画ゲストティーチャー)の派遣を行いました。
- 市広報誌「いずみさの」や市ホームページ、「泉佐野市人権を守る市民の会ニュース」等を通じ、受講を呼びかけています。
- 泉佐野市人権を守る市民の会との合同学習会を年４回、自主学習会を２回開催しています。また、あいあいクラブの機関紙「あいあい」の発行を年２回行っています。

【今後の取り組み内容】

No	主な取り組み内容	担当課
67	事業を企画、推進していけるようなプログラムの導入を図っていきます。	人権推進課
68	より一層の参加者の広がりをめざし、受講についての働きかけ、呼びかけを行っていきます。	人権推進課
69	人権啓発推進委員としての活動へとつながっていくよう養成講座修了生への働きかけを行います。	人権推進課

(2) いずみさの女性センターネットワーク（IWN）・あいあいクラブ等への支援

＊あいあい講座の修了生等で構成し、会員の情報交換をはじめ、人権を守る市民の会役員と合同学習会を年２回実施しています。人権意識の高揚を図る活動を行っています。

【これまでの取り組み内容】

- ＩＷＮ市民講師による男女共同参画講座のプログラム作成ならびに、市立小学校への講師（男女共同参画ゲストティーチャー）の派遣を行いました。また、佐野工科高校等へＩＷＮ市民講師を派遣し、出前講座を実施しました。
- 同和問題、子どもの人権、ハンセン病等様々な人権問題をテーマにした、市民向けのあいあい講座を実施しています。
- 人権を守る市民の会地区委員活動の支援を行っています。また、「泉佐野市人権を守る市民の会ニュース」や「あいあいクラブ短信」を発行しています。

【今後の取り組み内容】

No	主な取り組み内容	担当課
70	人権教育にかかる事業の企画、推進していけるような技法等の研修を支援します。	人権推進課
71	様々な分野の情報提供等を行い、各種研修会や取り組みへの参加を促します。	人権推進課
72	連携、協力や情報提供を行い、市民の自主的な活動を進められるような条件整備に努めます。	人権推進課

(3) 人材の活用等

【これまでの取り組み内容】

- 男女共同参画ゲストティーチャー養成講座を実施しています。また、ＩＷＮ市民講師による男女共同参画講座のプログラム作成ならびに、市立小学校への講師(男女共同参画ゲストティーチャー)の派遣を行っています。

【今後の取り組み内容】

No	主な取り組み内容	担当課
73	人材養成から活用までの仕組みづくりの確立に向けて取り組みます。	人権推進課

3 効果的な啓発、情報提供の実施

効果的な人権教育を実施するには、人権に関する関心を呼び起こし、学ぶ意欲を持ち、主体的な学習につながるような教材の収集、作成が不可欠です。また、学習者の様々なニーズや学習段階に応じたきめ細かい教材の整備や、インターネット等のあらゆる情報媒体を活用した積極的・継続的な情報発信等が必要です。

(1)効果的な手法の探究と実践

【これまでの取り組み内容】

- 毎年、開催している泉佐野市人権研究集会(Izumisano じんけん・わくわくスタジアム)、人権のつどい、泉佐野市人権を守る市民の会の学習会については、形式にこだわらず、音楽や映像を活用するなどの工夫をし、内容の充実を図っています。

【今後の取り組み内容】

No	主な取り組み内容	担当課
74	身近なところで起こっている差別事象や人権侵害事象、さらには人権相談事例に基づく独自の教材化と活用に努めます。	人権推進課
75	これまで開発されている実践に学び、その情報収集を図ります。	人権推進課
76	単に知識を伝えるだけでなく、参加者がお互いに学びあう人権教育を進めます。	人権推進課

(2)視聴覚教材の整備と活用

【これまでの取り組み内容】

- 毎年度、人権啓発に関する新たなテーマについてのＤＶＤを整備しています。

【今後の取り組み内容】

No	主な取り組み内容	担当課
77	これまでの視聴覚教材の点検を行うとともに、整備を進めます。	人権推進課
78	視聴覚教材の情報提供を様々な機会をとらえて行い、様々な教育の取り組みの場で活用が図られるように努めます。	人権推進課

(3) 人権に関する情報の収集と提供

【これまでの取り組み内容】

- 市広報誌「いずみさの」や人権啓発冊子「人として生きる」、リーフレット等を、見やすいレイアウトで作成しています。[人権推進課]
- 市ホームページにて、各種講座情報について随時情報提供を行っています。[人権推進課]
- 国（法務局)、府と連携し、国、府の人権啓発に関するポスターを市内の各駅に掲示しました。[人権推進課]
- 人権に関する図書を収集・整理し、市民へ貸出を行っています。また、人権に関するテーマで図書を展示し、展示した図書の貸出を行っています。[生涯学習課]
- 市民交流センターに、人権講座開催状況等の活用可能な情報提供を行っています。[人権推進課]
- 生涯学習センターや公民館の来館者に対し、人権に関するポスターの掲示やフライヤーの配布等を行っています。[生涯学習課]

【今後の取り組み内容】

No	主な取り組み内容	担当課
79	市広報誌や人権啓発冊子、リーフレット等について、創意工夫しての発行及び提供に努めます。	人権推進課
80	紙媒体だけでなく、インターネットなど、様々な媒体を活用した情報提供に努めます。	人権推進課
81	国（法務局)、府、他市町村との連携を図り人権に関する資料や情報の収集、整備、提供、活用に努めます。	人権推進課
82	人権に関する図書の整備に努めます。	生涯学習課
83	各施設の特性を活かした情報提供を行います。	人権推進課 生涯学習課

4 国、府、企業、民間団体等との連携

人権文化を社会の隅々にまで根づかせるためには、国、府はもちろん、民間団体や企業と連携、協働する関係づくりが大切です

(1) 国、府、他市町村との連携

※今後の取り組み内容 No81 参照（45 頁）

(2) 企業との連携

※今後の取り組み内容 No24～30 参照（33～34 頁）

(3) 民間団体等との連携

※今後の取り組み内容 No60～63 参照（41 頁）

5 国際理解の推進

世界に開かれた多様性と包摂性のある国際人権都市をめざしていく上では、互いの文化、習慣等の違いについての相互理解を深め、すべての人にとって住みやすいまちづくりが不可欠です。多様な文化や価値観を持つ人々と共に生きていく社会を築くため、市民の人権意識の高揚を図るとともに、相互理解のための研修事業や交流事業の実施、市内でともに生活する外国の人たちの生活や思い等を知り、気づく取り組みや日本語の読み書きを学ぶ場の設定等の取り組みを今後とも継続的に実施していくことが必要です。

【これまでの取り組み内容】

- 泉佐野地球交流協会（ｉｃａ）では、国際理解講座をはじめ国際交流イベントを年 10 回開催しています。また、コロナ禍で生活に不安を持つ在住外国人を対象に、泉佐野地球交流協会（ｉｃａ）等の団体が、食料配布や相談会等の事業を共同で実施しています。さらに、地域在住外国人を対象に泉佐野地球交流協会（ｉｃａ）開催の日本語教室を個別に行っており、在住外国人の間で定着した取り組みとなっています。［自治振興課］
- 市ホームページ上で、多言語による情報発信に努めています。また、市役所の課の名称の複数言語表示や資料作成時に協力しています。［自治振興課］

【今後の取り組み内容】

No	主な取り組み内容	担当課
84	地域で暮らす外国の人が日常生活の中で持っている課題、悩み等の把握等に努めます。	自治振興課
85	国際理解や人権意識の高揚、国際交流、ふれあい交流等の取り組みに努めます。	自治振興課
86	外国人向けの日本語教室の開催や多国言語による情報提供、サイン表示等を推進し、多文化共生社会の実現に向けて取り組みます。	自治振興課
87	教育の分野を中心として国際理解のための取り組みを進めます。	学校教育課

6 分野別人権施策の推進

(1) 女性の人権問題

「第3次泉佐野市男女共同参画推進計画」(第3次人ひとプラン)【2022〜2031】に基づき、あらゆる分野への男女共同参画を促進します。

No	主な取り組み内容	担当課
88	性別による役割分担意識の解消に向けた啓発を推進します。	人権推進課
89	地域活動や就労の場等で政策方針決定過程への女性の参画を推進します。	人権推進課
90	女性に対するあらゆる暴力の根絶をテーマにした講演会、講座等を開催します。	人権推進課

(2) 子どもの人権問題

「いずみさの子ども未来総合計画」【2020〜2024】に基づき、地域における子育て支援、子どもの成長に資する教育環境の整備、要保護児童への対応等、きめ細かな取り組みを推進します。

No	主な取り組み内容	担当課
91	多世代・異年齢がふれあい・交流できる拠点を充実させ、世代間交流を推進します。	子育て支援課
92	認定こども園、小・中学校を子どもの遊び場や地域住民と子どもとの交流の場、子どもと高齢者のふれあいの場等、「総合的な学習の時間」等を活用して、交流の拠点となるよう努めます。	学校教育課
93	認定こども園においては、高齢者施設を訪問することにより、園児と高齢者との世代間交流を継続して実施します。	子育て支援課
94	広報紙等を通じ、青少年の健全育成に対する理解を深める啓発活動を実施します。	青少年課
95	青少年問題協議会等の啓発活動を充実し、市民の青少年健全育成に対する理解と促進、健全育成にふさわしい環境づくりに取り組みます。	青少年課
96	各学区組織との連携により地域住民による青少年に対する声かけや街頭啓発等を実施し、地域全体で青少年を見守り育成する環境づくりを促進します。	青少年課
97	子育てセミナー等を開催し、幼児期における家庭教育について学ぶ機会を提供するとともに、家庭教育の重要性に関する啓発に努めます。	生涯学習課

No	主な取り組み内容	担当課
98	インクルーシブ教育システムの構築に向けて、「ともに学び、ともに育つ」教育理念のもと、支援教育の充実を進めます。小・中学校では、ユニバーサルデザインの授業を推進し、また、すべての学校で支援学級との交流会を実施します。	学校教育課
99	泉佐野市要保護児童対策地域協議会関係機関が連携を図り、虐待を発見した場合の通報義務や児童虐待防止の啓発のための講演会を実施するなど、虐待の早期発見・早期対応につなげます。	子育て支援課
100	各小中学校と教育支援センター、及び関係機関が密接に連携し、不登校児童生徒や家庭へのケア、専門的な相談員による相談支援等、不登校の未然防止をはじめとした不登校対策を推進します。	学校教育課
101	「泉佐野市いじめの防止等に関する条例」の趣旨を広く周知啓発するとともに、各小中学校が保護者や地域住民等と協働しながら、いじめの問題の克服に向けて実効性のある取り組みを進めます。	学校教育課
102	各小中学校が、庁内関係課や関係機関、ＳＳW等の専門家と連携を図り、ヤングケアラーの実態把握に努めるとともに、既存の支援サービスに適切につなぎます。	学校教育課

(3) 高齢者の人権問題

「第８期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」【2021～2023】に基づき、高齢者が住み慣れた地域において安心して生活できるための支援、健康で生きがいが感じられる生活への支援、介護保険の適切な運営を推進します。

No	主な取り組み内容	担当課
103	地域包括支援センターの役割や機能について、市広報誌や社協だより、ホームページ等、様々な媒体や機会を通じ、普及・啓発に努めます。	地域共生推進課
104	住民、介護サービス事業者等に対して、高齢者虐待防止についての啓発を行うとともに、虐待を発見した場合の通報義務や通報窓口等について周知を行います。	地域共生推進課
105	介護保険施設等において、身体拘束ゼロをめざした自主的な取り組みが推進できるよう、引き続き啓発に努めるとともに、広く高齢者の尊厳を保つ介護に関する周知を図ります。	地域共生推進課

No	主な取り組み内容	担当課
106	認知症高齢者の尊厳が保たれるように、認知症に対する正しい理解や知識が社会全体に広まるよう意識啓発活動の充実に努めます。	地域共生推進課

（4）障害者（児）の人権問題

「いずみさのあいあいプラン(第4次泉佐野市障害者計画・第6期泉佐野市障害福祉計画・第2期泉佐野市障害児福祉計画)」【2021～2026】に基づき、障害のある人の主体性を尊重し、いきいきと活動するための支援に取り組みます。

No	主な取り組み内容	担当課
107	障害者差別解消法に関する啓発を推進します。	関係各課
108	小中学校での総合的な学習の時間において、手話や点字ブロック等の理解だけでなく、幅広い体験的な活動を通して福祉に関わる実践力を育むよう福祉教育を推進します。低学年や高学年も含めた「複数年にわたる体系的なプログラム」に基づき、体験学習を進め、また、高学年では高齢者や障害のある人、支援学校との交流を推進します。	学校教育課
109	発達障害､高次脳機能障害等に対する理解の普及啓発を推進します。	地域共生推進課
110	障害者虐待防止法に関する広報･啓発活動を積極的に行うとともに、通報・相談窓口である障害者虐待防止センターの周知を行い、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みます。	地域共生推進課
111	権利擁護支援センターや権利擁護に関する各種制度についての広報活動や研修活動に取り組みます。	地域共生推進課
112	身体障害者補助犬法に基づき、公共施設や公共交通機関、不特定多数が利用する民間施設において、補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を同伴しての利用が円滑に進むよう、法律の周知等に努めます。	地域共生推進課
113	障害のある人に関するマークの普及・啓発に努めます。	地域共生推進課

（5）部落差別（同和問題）

「泉佐野市同和行政推進プラン（改訂)」に基づき、部落差別（同和問題）をはじめとする人権問題の解決に向けての啓発を推進します

No	主な取り組み内容	担当課
114	結婚や就職に際する身元調査の不当性を啓発します。	人権推進課
115	部落差別をなくし、当事者や近隣住民が誇りを持って生きられる地域環境づくりを推進します。	人権推進課
116	部落解放運動を語る詐称行為は部落差別を利用しての行いです。毅然とした態度で臨めるよう啓発に努めます。	人権推進課
117	大阪府宅地建物取引業における人権問題に関する指針に基づき、業者へ協力と理解を促し、差別の解消に向けた啓発を推進します。	人権推進課
118	部落差別解消推進法を活用し、積極的な啓発活動等を推進します。	人権推進課

（6）外国人の人権問題

国際感覚豊かなひとづくり、地域づくりを推進するため、「国際都市宣言」に基づき、多文化共生社会の実現に取り組みます。

No	主な取り組み内容	担当課
119	ヘイトスピーチ解消推進法について啓発を推進します。	人権推進課
120	外国人の人権についての啓発を推進します。	人権推進課

（7）情報化社会にかかわる人権問題

情報の発信者一人ひとりがモラルと人権意識を高め、自らが発信する情報に責任を持つとともに、利用者も様々な情報に惑わされることなく主体的に読み解く能力（メディア・リテラシー）を育成する取り組みを推進します。また、個人情報の保護等についても理解を深めます。

No	主な取り組み内容	担当課
121	個人情報保護の重要性に関する啓発を推進します。	人権推進課
122	インターネット上での人権侵害を「しない、させない」ための啓発を推進します。	人権推進課
123	本人通知制度の登録者が増えるよう、制度の重要性の啓発を推進します。	人権推進課

（8）感染症等にかかわる人権問題

感染症の患者やその家族等に対する差別や偏見の解消に向けて、感染症についての正しい知識を持ち、この問題についての関心と理解を深めます。

No	主な取り組み内容	担当課
124	感染症に対する正しい知識に基づき理解を深めるための啓発を推進します。	人権推進課

（9）性自認・性的指向にかかわる人権問題

自分の性別をどう考えるかということや、好きになる性等、すべての人に性自認・性的指向のグラデーションがあります。その人の性のあり方によって差別や偏見を受けることがないよう、性の多様性について理解を深めます。

No	主な取り組み内容	担当課
125	性の多様性についての理解を深める啓発を行います。	人権推進課

（10）様々な人権問題

社会は常に変化しており、現代社会では、日々、新たな人権課題が生じています。また、人権課題の当事者やその身近な人には深刻な問題となっています。

本市では、新たに生じた人権問題についても取り組んでいきます。

No	主な取り組み内容	担当課
126	アイヌの人びとや拉致問題、犯罪被害者等の人権について等、あらゆる人権課題についての啓発を推進します。	人権推進課

7 推進体制
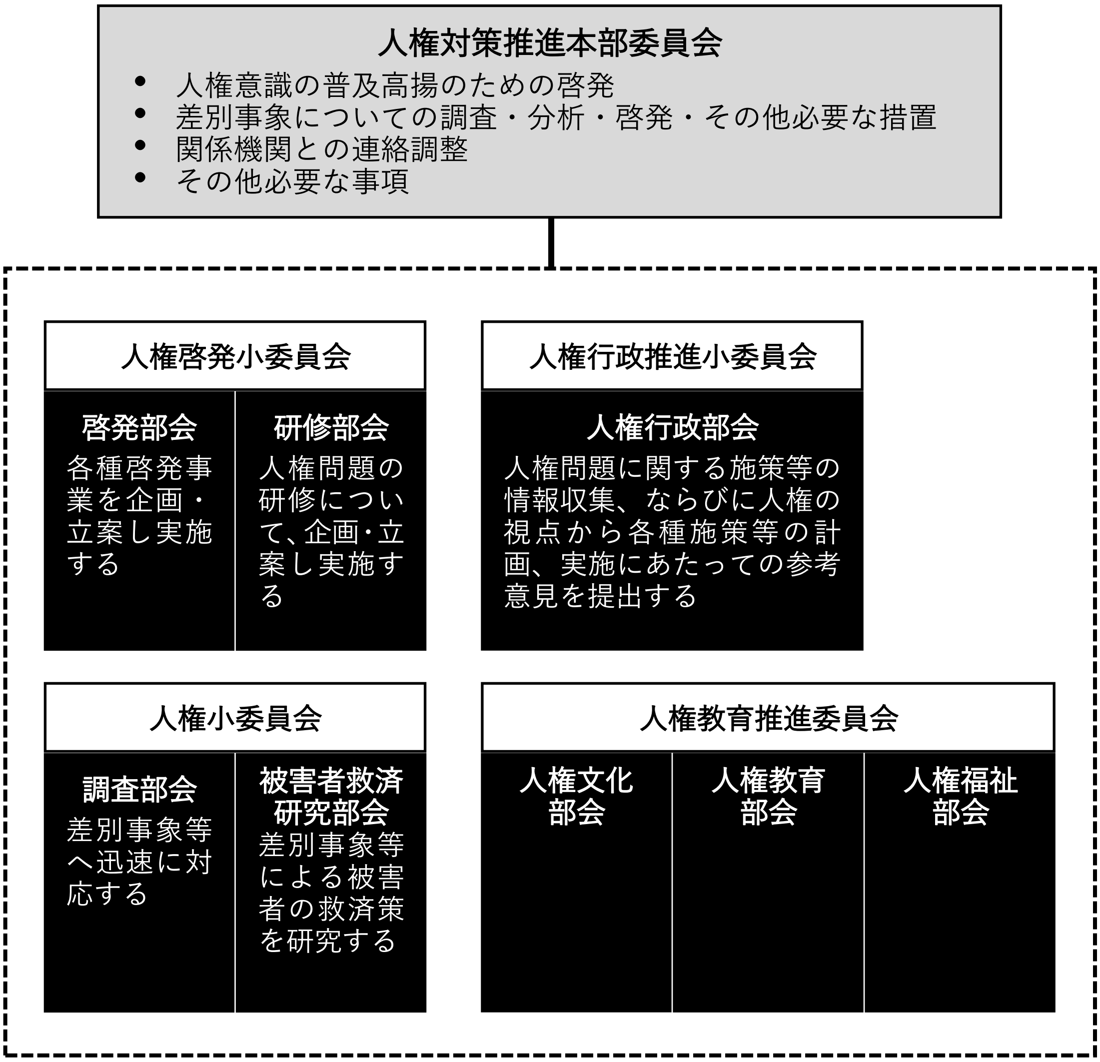
人権擁護都市宣言及び、「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」の趣旨に基づき、人にやさしい人権尊重のまちづくりの推進と人権問題に対応するため、泉佐野市人権対策本部の中に「人権教育推進委員会」を継続して設置し、全庁をあげて人権教育を総合的に推進していきます。また、計画の周知や推進を図るための方策を継続的に実施していきます。